

第一章 総則（第一条—第五条）
第二章 戸籍簿（第六条—第十二条の二）
第三章 戸籍の記載（第十三条—第二十四条）
第四章 届出
第一節 通則（第二十五条—第四十八条）
第二節 出生（第四十九条—第五十九条）
第三節 認知（第六十条—第六十五条）
第四節 養子縁組（第六十六条—第六十九条の二）
第五節 養子離縁（第七十条—第七十三条の二）
第六節 婚姻（第七十四条—第七十五条の二）
第七節 離婚（第七十六条—第七十七条の二）
第八節 親権及び未成年者の後見（第七十八条—第八十五条）
第九節 死亡及び失踪（第八十六条—第九十条）
第十節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了（第九十五条—第九十六条）
第十一節 推定相続人の廃除（第九十七条）
第十二節 入籍（第九十八条・第九十九条）
第十三節 分籍（第一百条・第一百一条）
第十四節 国籍の得喪（第一百二条—第一百六条）
第十五節 氏名の変更（第一百七条・第一百七条の二）
第十五節の二 氏名の振り仮名の変更（第一百七条の三・第一百七条の四）
第十六節 転籍及び就籍（第一百八条—第一百十一条）
第五章 戸籍の訂正（第一百十三条—第一百七十五条）
第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第一百十八条—第一百二十一条の三）
第七章 不服申立て（第一百二十二条—第一百二十二条）
第八章 雜則（第一百二十六条—第一百三十二条）
第九章 嘲則（第一百三十二条—第一百四十条）
附則

第一章 総則

第一条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。

前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六百一十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二条 市町村長は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に関する戸籍事件については、その職務を行うことができない。

第三条 法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりるべき基準を定めることができ

きは、その者及びこれと氏を同じくする子、娘に、これを編製する。

第七条 戸籍は、これをつづつて帳簿とする。

第八条 戸籍は、正本と副本を設ける。

正本は、これを市役所又は町村役場に備え
副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はこの支局がこれを保存する。

第九条 戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれられた後も、同様である。

第十条 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正され

に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士

市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（以下「管轄法務局長等」という。）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告書を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。

第一項の請求をしようとする者は、郵便その場合におけるその者を除く。」を含む。) 又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができる。

市町村長は、前項の請求が不當な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

(弁理士法人を含む。次項において同じ。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをし

取扱いに関する照会を受けたときはその他の前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があると認めるときは、届出人、届事件の本人その他の関係者に対し、質問をし又は必要な書類の提出を求めることができる。
戸籍事務については、地方自治法第二百四十五条の四 第二百四十五条の七第二項第一号、第三項及び第四項、第二百四十五条の八第十二

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付を請求することができる。
（一）戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。
（二）戸籍謄本等の交付の請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

なければならぬ。第一項及び前項の規定にかかるわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するに必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、

項及び第十三項並びに第二百四十五条の九第一項第一号、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第四条 この法律中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

二　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するため戸籍の記載事項を確認する必要がある場合、権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利行使し、又は当該義務を履行するため戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を

その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人

第五条 削除

第二章 戶籍簿

三 必要とする理由 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事

争
については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十

第六条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める
一の夫婦及び二れど氏を司^{スル}する子^{一二三}、

項目を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利

六号）第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理

この元嫁がでこ板の母を同じくして生んでいた。これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶

計画事項の利用の目的及び不満並びに之の利用を必要とする事由

二　司法書士にあつては、司法書士法（昭和二
三〇第三条の二第一項各号に規定して行
業務を除く。）

偶者がない者について新たに戸籍を編製する

体の機関は、法令の定める事務を遂行するため

十五年法律第百九十七号) 第三条第一項第三

号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）
 三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務
 四 税理士にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
 五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第三号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に關し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）
 六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許法における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関業務、同条第二項第一号に規定する特定の代理業務（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務（弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条第一項に規定する特定の代理業務を除く。）
 同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同項に規定する特定の代理業務の二第一項に規定する特定の代理業務を除く。）
 第一条の四 市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるとときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。
 第十二条の二 第十条から第十条の四までの規定は、除籍簿として、これを戸籍簿から除いて保管する。
 第十三条 戸籍の記載 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人にについて、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 氏名 二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）を示す。）
 三 出生の年月日 四 戸籍に入った原因及び年月日
 五 実父母の氏名及び実父母との続柄 六 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
 七 夫婦については、夫又は妻である旨
 八 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
 九 その他法務省令で定める事項

人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第十三条第二項及び第三項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人人としての業務又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三十五条第一項に規定する特別代理人としての業務を遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。
 第十四条 戸籍の記載 戸籍に記載された後は、戸籍に入るべき原因とする者について準用する。
 第十五条 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第十六条 婚姻の届出 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。
 第十七条 戸籍の筆頭 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載したときは、この限りでない。
 第十八条 戸籍の子供 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編製する。
 第十九条 婚姻又は養子縁組による戸籍の子供 戸籍に入り、母の氏を改めた者が、離婚又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているときは、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。
 第二十条 戸籍の記載 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。
 第二十一条 戸籍の記載 戸籍に記載された後は、戸籍に入るべき原因とする者について準用する。

つき第二十四条第二項、第一百三十三条、第一百四十四条及び第五百三十三条の規定によつて訂正がされた条又は第一百六十六条の規定によつて訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。次項において同じ。）から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときは、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によつて記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。
 第二十二条 戸籍の記載 戸籍に記載された戸籍について、当該戸籍に記載された事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときも、前項本文と同様とする。
 第二十三条 戸籍の記載 戸籍を編製した事項に関する証明書（以下「除籍簿」という。）の交付の請求をする場合は、戸籍簿を除籍簿として、これを保存する。
 第二十四条 戸籍の記載 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人にについて、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 第二十五条 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因とする者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第二十六条 婚姻の届出 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。
 第二十七条 戸籍の筆頭 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に記入する。
 第二十八条 戸籍の子供 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編製する。
 第二十九条 婚姻又は養子縁組による戸籍の子供 戸籍に入り、母の氏を改めた者が、離婚又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているときは、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。
 第三十条 戸籍の記載 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。

前項の規定は、民法第七百五十五条第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十五条第四項の規定によつて從前の氏に復する場合にこれを準用する。
 第三十一条 戸籍の記載 戸籍に記載された後は、戸籍に入るべき原因とする者について準用する。
 第三十二条 戸籍の記載 戸籍を編製した事項に関する証明書（以下「除籍簿」という。）の交付の請求をする場合は、戸籍簿を除籍簿として、これを保存する。
 第三十三条 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因とする者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第三十四条 婚姻の届出 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。
 第三十五条 戸籍の筆頭 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に記入する。
 第三十六条 婚姻の届出 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。
 第三十七条 戸籍の子供 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編製する。
 第三十八条 戸籍の子供 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編製する。
 第三十九条 婚姻又は養子縁組による戸籍の子供 戸籍に入り、母の氏を改めた者が、離婚又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているときは、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。
 第四十条 戸籍の記載 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。

第五十九条 父又は母は、棄児を引き取ったときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第三節 認知

第六十条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍

二 死亡した子を認知する場合には、死亡の年月日並びにその直系卑属の氏名、出生の年月日及び本籍

三 届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。

第六十一条 民法第七百八十九条第二項の規定によつて、嫡出子となるべき者について、父母が届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。

第六十二条 民法第七百八十九条第二項の規定によつて、嫡出子となるべき者について、父が届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。

第六十三条 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の勝本を添附して、その旨を届け出なければならない。

第六十四条 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者が前項の規定による届出を行なつた場合は、その相手方は、裁判の勝本を添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。

第六十五条 認知された胎児が死体で生まれたときは、出生届出義務者は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が、その届出をしなければならない。

第六十六条 緣組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第六十七条 削除

第四節 養子縁組

第六十八条 民法第七百九十七条の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。

第六十八条の二 第六十三条第一項の規定は、縁組の裁判が確定した場合に準用する。

第六十九条 第六十三条の規定は、離婚又は離婚の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第六十九条の二 第七十三条の二の規定は、民法第八百八十二条において準用する同法第八百六十六条第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第五節 養子離縁

第七十条 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第七十一条 民法第八百十一条第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その旨を届け出なければならない。

第七十二条 民法第八百十一条第六項の規定によつて離縁をする場合には、生存当事者だけで、その届出をすることができる。

第七十三条 取消の裁判が確定した場合には、離縁又は離縁の裁判を請求した場合には、離縁の裁判が確定した場合には、離縁の旨を届け出なければならない。

第七十四条 第七十五条第二項の規定は、検察官が離縁の裁判を請求した場合には、離縁の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十五条 第六十三条の規定は、婚姻をしようとする者は、離縁の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十六条 第七十七条の二の規定は、民法第七百四十九条において準用する同法第七百六十七条の規定によつて婚姻の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第七十七条 次の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならない。ただし、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

第四 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これをすることができる。

第七十八条 死亡の届出は、死亡地でこれをすることができる。

死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関の中で死があったときは死体をその交通機関から降ろ

二 その他法務省令で定める事項

第七十七条 第六十三条の規定は、離婚又は離婚の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十八条 第六十三条第一項の規定は、民法第八百八十二条において準用する同法第八百六十六条第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第七十九条 第六十三条第一項の規定は、民法第八百十九条第三項たゞし書若しくは第四項の協議に代わる審判が確定し、又は親権者変更の裁判が確定した場合において親権者に、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者について準用する。

第八十条 親権若しくは管理権を辞し、又はこれを回復しようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第八十一条 民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見（以下「未成年者の後見」という。）の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

第八十二条 届書には、次に掲げる事項を記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の勝本を添付しなければならない。

第八十三条 未成年後見人に關するこの節の規定は、未成年の後見監督人について準用する。

第八十四条 未成年者の後見の終了の届出は、未成年後見人が、十日以内に、これをしなければならない。

第八十五条 未成年後見人に關するこの節の規定は、未成年後見監督人について準用する。

第八十六条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から七日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

第八十七条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から十日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

第八十八条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から十日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

第八十九条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から十日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

第九十条 死亡の年月日時分及び場所を記載する事由によりて診断書又は検査書を得るを得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。

第九十一条 届書には、次の事項を記載し、診断書又は検査書を添付しなければならない。

第九十二条 未成年の後見監督人は、未成年の後見人の指定に関する遺言の勝本を添付しなければならない。

第九十三条 未成年の後見監督人は、未成年の後見人の指定に関する遺言の勝本を添付しなければならない。

第九十四条 未成年の後見監督人は、未成年の後見人の指定に関する遺言の勝本を添付しなければならない。

第九十五条 第六十三条の規定は、婚姻取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第九十六条 檢察官が訴を提起した場合には、裁判が確定した後に、遅滞なく戸籍記載の請求をしなければならない。

第九十七条 第七十七条の二の規定は、民法第七百四十九条において準用する同法第七百六十七条の規定によつて婚姻の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第九十八条 未成年後見人が就職した年月日

第九十九条 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条规定第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたことによりその地位を失つたことによつて未成年後見人が欠けたときは、後任者は、就職の日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

第一百条 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条规定第二号から第五号までに掲げる者がこれをしなければならない。

第一百零一条 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条规定第二号から第五号までに掲げる者がこれをしなければならない。

二 未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、前項の届出をすることができる。

届書には、未成年後見人がその地位を失つた前項に規定する離婚の届書には、左の事項を記載して、それを準用する。

二 その他法務省令で定める事項

掲げる者に該当することとなつたことによりその地位を失つたときは、他の未成年後見人は、その事実を知つた日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、前項の届出をすることができる。

届書には、未成年後見人がその地位を失つた原因及び年月日を記載しなければならない。

二 未成年後見監督人

一 親権者と定められた当事者の氏名及びその親権に服する子の氏名

二 未成年後見人がその地位を失つた旨の届出をしなければならない。

も記載しなければならない。

未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、前項の届出をすることができる。

届書には、未成年後見人がその地位を失つた原因及び年月日を記載しなければならない。

未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

二 未成年後見監督人

未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

二 未成年後見監督人

第八十九条 水難、火災その他の事変によつて死亡した地で、航海日誌を備えない船舶の中で死亡があつたときはその船舶が最初に入港した地で、死亡の届出をすることができる。

第九十条 水難、火災その他の事変によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。但し、外国又は法務省令で定める地域で死亡があつたときは、死亡者の本籍地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

第九十一条 死刑の執行があつたときは、刑事施設の長は、遅滞なく刑事施設の所在地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

前項の規定は、刑事施設に収容中死亡した者の引取人がない場合にこれを準用する。この場合には、報告書に診断書又は検案書を添付しなければならない。

第九十二条 前二条に規定する報告書には、第八十六条第二項に掲げる事項を記載しなければならない。

第九十三条 死亡者の本籍が明かでない場合又は死亡者を認識することができない場合には、警察官は、検視調書を作り、これを添附して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

第九十四条 第一項の報告があつた後に、第八十七条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、死亡者を認識したときは、その日から十日以内に、死亡の届出をしなければならない。

第九十五条 第五十五条及び第五十六条の規定は、死亡の届出にこれを準用する。

第九十六条 民法第七百二十八条第二項の規定によつて姻族關係を終了させる意思を表示しようとして婚姻前の氏に復しようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第九十七条 生存配偶者の復氏及び姻族關係の終了

第九十七条 民法第七百九十三条第一項の規定は、推定相続人の廃除又は廃除取消の裁判が確定した場合において、その裁判を請求した者にこれを準用する。

第九十八条 民法第七百九十五条第一項から第三項までの規定によつて父又は母の氏を称しようとする者は、その父又は母の氏名及び本籍を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬい。

第九十九条 民法第七百九十五条の規定によつて從前の氏に復しようとする者は、同条の場合には、配偶者とともに届け出なければならない。

第一百条 分籍をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

他の市町村に新本籍を定める場合には、戸籍の謄本を届書に添附しなければならない。

第一百一条 分籍の届出は、分籍地でこれをすることができる。

第一百二条 国籍法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定によつて国籍を取得した場合の国籍取得の届出は、国籍を取得した者が、その取得の日から一箇月以内（その者がその日に国外に在るときは、三箇月以内）に、これをしなければならない。

届書には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。

一　国籍取得の年月日

二　国籍取得の際に有していた外国の国籍

三　父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍

四　配偶者の氏名及び本籍、配偶者が外国人であるときは、その氏名及び国籍

五 その他法務省令で定める事項

第一百二条の二 帰化の届出は、帰化した者が、告示の日から一箇月以内に、これをしなければならない。この場合における届書の記載事項については、前条第二項の規定を準用する。

第一百三条 国籍喪失の届出は、届出事件の本人、配偶者又は四親等内の親族が、国籍喪失の事実を知つた日から一箇月以内（届出をすべき者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

届書には、次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない。

一 国籍喪失の原因及び年月日

二 新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍

第四百四条 国籍法第十一条に規定する国籍の留保の意思の表示は、出生の届出をすることができるとする者（第五十二条第三項の規定によつて届出をすべき者を除く。）が、出生の日から三箇月以内に、日本の国籍を留保する旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

前項の届出は、出生の届出とともにこれをしなければならない。

天災その他第一項に規定する者の責めに帰することができない事由によつて同項の期間内に届出をすることができるときは、その期間は、届出をすることによつて、これをしなければならない。

届書には、その者が有する外国の国籍を記載しなければならない。

第一百四条の三 市町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法第十四条第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと思料するときは、その者の氏名、本籍その他の法務省令で定める事項を管轄法務局長等に通知しなければならない。

第一百五条 官庁又は公署がその職務上国籍を喪失した者があることを知つたときは、遅滞なく本籍地の市町村長に、国籍喪失を証すべき書面を添附して、国籍喪失の報告をしなければならない。

報告書には、第一百三条第二項に掲げる事項を記載しなければならない。

第一百六条 外国の国籍を有する日本人がその外国の国籍を喪失したときは、その者は、その喪失の事実を知った日から一箇月以内（その者がその事実を知った日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に、その旨を届け出なければならない。

届書には、外国の国籍の喪失の原因及び年月日を記載し、その喪失を証すべき書面を添付しなければならない。

第十五節 氏名の変更

第一百七条 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、氏及び氏の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏及び氏の振り仮名を届け出なければならない。

外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨及び変更しようとする氏の振り仮名を届け出ることができる。

前項の規定によつて氏を変更した者が離婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日以後にその氏を変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、その日から三箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

第一項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く。）でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する。

第一百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、名及び名の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の振り仮名を届け出なければならない。

第十五節の二 氏名の振り仮名の変更

第一百七条の三 やむを得ない事由によつて氏の振り仮名を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

は申請を受理した市町村長が指定市町村長であり、かつ、当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長（当該届出又は申請を受理した市町村長を除く。）のうち指定市町村長であるもの（以下この項において「戸籍記載指定市町村長」という。）があるときは、法務大臣は、戸籍記載指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、提出すべき届書又は申請書の数は、戸籍の記載をすべき市町村長の数から当該市町村長のうち指定市町村長であるものの数を減じた数に加えた数とする。

本籍地外で届出又は申請をする場合（二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合を除く。）であつて、届出又は申請を受理した市町村長及び当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、法務大臣は、当該戸籍の記載をすべき指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六条第二項（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第一百二十条の六 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

第十条第三項及び第十条の三の規定は、前項の場合に準用する。

第一百二十条の七 第百条第二項の規定は、第百十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

第一百二十条の八 第百八条第二項の規定は、第百十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

第一百二十二条 法務大臣及び指定市町村長は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用

に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他適切な管理のために、電子情報維持管理並びに運用に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

第一百二十二条の三 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、第百十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。

第七章 不服申立て

第一百二十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの（市町村長の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。）を除く。）に関する市町村長の処分又はその不作為については、審査請求をすることができる。

第一百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項、第二項、第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三第一項及び第二百二十条の六第一項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

第一百二十五条 削除

第八章 雜則

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるもののため、その必要の限度において、これら情報を提供することができる。

第一百二十七条 戸籍事件に関する市町村長の処分について、行政手続法（平成五年法律第八十号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第一百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の原本及び副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

第一百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の原本及び副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

第一百三十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

第四十七条の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出及び同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。

第一百三十一条 この法律に定めるもののほか、届書その他の戸籍事務の処理に関する必要な事項は、法務省令で定める。

第九章 償則

第一百三十二条 第百一十二条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百三十三条 戸籍に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十四条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。外国人に関する事項について虚偽の届出をした者も、同様とする。

第一百三十五条 偽りその他の不正の手段により、第百二十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五项までの規定による戸籍謄本等の交付、第十二条の二の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた者又は同条第三項の規定による戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百三十六条 偽りその他の不正の手段により、第百二十条第二項（第百十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による閲覧をし、若しくは同項の規定による証明書の交付を受けた者又は第百二十条の六第二項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定による証明書の交付を受けた者又は申請をした場合は、十万円以下の過料に処する。

第一百三十七条 正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第一百三十八条 市町村長が、第四十四条第一項又は第二項（これらの規定を第百十七条において準用する場合を含む。）の規定によつて、期間を定めて届出又は申請の催告をした場合に、正当な理由がなくてその期間内に届出又は申請をしない者は、十万円以下の過料に処する。

第一百三十九条 次の場合には、市町村長を十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて届出又は申請を受理しないとき。

二 戸籍の記載又は記録をすることを怠つたとき。

三 正当な理由がなくて、届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき、又は第百二十条の六第一項の規定による請求を拒んだとき。

四 正当な理由がなくて、戸籍謄本等、除籍謄本等、第四十八条第一項若しくは第二項（これららの規定を第百十七条において準用する場合を含む。）の証明書、戸籍証明書若しくは除籍証明書を交付しないとき、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行をしないとき、又は戸籍証明書若しくは電子証明書若しくは除籍電子証明書を提供しないとき。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五

（施行期日）抄

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

（施行期日）抄

第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

（外国人と婚姻をした者の戸籍の編製に関する経過措置）

第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

（外国人と婚姻をした者の戸籍の編製に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に日本国民と日本国民でない者の婚姻の届出があつた場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。（出生等の届出に関する経過措置）

第八条 出生、死亡若しくは帰化の届出又は国籍の留保の意思の表示に係る届出に関する第二条の規定による改正後の戸籍法（以下「新戸籍法」という。）の規定は、この法律の施行前に出生、死亡又は帰化があつた場合において同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとしたならばその期間の満了の日が施行日以後となる届出についても適用し、同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとしたならばその期間の満了の日が施行日前となる届出については、なお従前の例による。（国籍の喪失があつた場合の戸籍の届出に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に国籍の喪失があつた場合の国籍喪失の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に国籍を喪失した者は、国籍喪失の届出をることができる。この場合においては、新戸籍法第三百三条第二項の規定を準用する。（外国の国籍の喪失の届出に関する経過措置）

第十条 新戸籍法第一百六条第一項の規定は、この法律の施行前に外国の国籍を喪失した場合については、適用しない。

2 外国の国籍をも有していた日本国民での法律の施行前にその外国の国籍を喪失したもののは、その喪失の届出ができる。この場合においては、新戸籍法第一百六条第二項の規定を準用する。（外国人との婚姻による氏変更に関する経過措置）

第十一條 この法律の施行前に日本国民でない者と婚姻をした者が新戸籍法第一百七条第二項の規定（外国人との婚姻による氏変更に関する経過措置）

定により施行日に氏の変更の届出をすることができる場合には、その届出の期間は、施行日から六月とする。（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条又は第九条第一項の規定により従前の例によることとされる届出事件に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。（附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の届出）

第十三条 新戸籍法第一百一条の規定は、附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の届出について準用する。

（附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の届出）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（公布の日）

（国等の事務）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（政令への委任）

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、昭和六九年一月一二日法律第八号（平成五年一月一二日法律第八号）の施行の日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、昭和六九年一月一二日法律第八号（平成五年一月一二日法律第八号）の施行の日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（公布の日）

（国等の事務）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（政令への委任）

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、昭和六九年一月一二日法律第八号（平成五年一月一二日法律第八号）の施行の日から施行する。

の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一条 この法律は、施行日前にされた国等の事務に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（公布の日）

（国等の事務）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（政令への委任）

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（附則）抄

第一条 この法律は、昭和六九年一月一二日法律第八号（平成五年一月一二日法律第八号）の施行の日から施行する。

（附則）抄

（手数料に関する経過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過措置）

料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一
五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一
五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に生じた事由による前条の規定による改正前の戸籍法第八十一条、第

八十二条及び第八十四条(同法第八十五条において準用する場合を含む。)の届出については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

民法改正法附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>附 則 (平成一四年七月三日法律第一 〇〇号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第二条 前条に定めるもののほか、この法律の施行の日から施行する。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>行に関必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一 一六〇号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一九九五号)の施行の日から施行する。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第四条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一 一五二号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第六条 この法律による改正後の第十一条の二第二項(第二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に虚偽の届出等(届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判をいふ。以下同じ。)若しくは錯誤による記載がされた戸籍又は除かれた戸籍であつて、その記載につき第二十条第二項、百十十三条、百二十四条又は第二百二十八条第一項(ただし書の規定による改製によつて除かれたもの又は当該改製前に除かれたものであるときは、この限りでない。)の規定によって訂正がされたものについても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が市町村長の過誤による記載がされた戸籍又は除かれた戸籍であつて、その記載につき第二百二十八条第一項(ただし書の規定による改製によつて除かれたもの又は当該改製前に除かれたものであるときは、この限りでない。)の規定によって訂正がされたものについても、適用する。たゞ、当該除かれた戸籍が市町村長が記載するに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍又は除かれた戸籍についても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が前項ただし書に規定するものであるときは、この限りでない。</p> <p>(経過措置の政令への委任)</p> <p>第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成一四年七月三日法律第一 一七四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この法律による改正後の第十一条の二第二項(第二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に虚偽の届出等(届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判をいふ。以下同じ。)若しくは錯誤による記載がされた戸籍又は除かれた戸籍であつて、その記載につき第二十条第二項、百十十三条、百二十四条又は第二百二十八条第一項(ただし書の規定による改製によつて除かれたもの又は当該改製前に除かれたものであるときは、この限りでない。)の規定によって訂正がされたものについても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が市町村長の過誤による記載がされた戸籍又は除かれた戸籍であつて、その記載につき第二百二十八条第一項(ただし書の規定による改製によつて除かれたもの又は当該改製前に除かれたものであるときは、この限りでない。)の規定によって訂正がされたものについても、適用する。たゞ、当該除かれた戸籍が市町村長が記載するに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍又は除かれた戸籍についても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が前項ただし書に規定するものであるときは、この限りでない。</p> <p>(経過措置の政令への委任)</p> <p>第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--	--

た者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された名の読み方以外の名の読み方であつて一般の読み方以外のものを使用しているものは、戸籍の記載事項を現に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

5 新戸籍法第七百七条の四の規定は、前各項の届出には適用しない。

6 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第十三条 本籍地の市町村長は、附則第六条から前条までの規定の施行に必要な限度において、関係地方公共団体の長その他の者に対し、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏名の振り仮名並びに現に使用されている氏の読み方及び名の読み方を示す文字に関する情報の提供を求めることができる。

第十四条 一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方を示す文字に用いることができる仮名及び記号の範囲は、新戸籍法第十三条第三項の法務省令で定められた仮名及び記号の範囲とする。

(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録され

定」公布の日

てある事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十一条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号)抄

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六条の規定 戸籍法の一一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。